

2025 年 1 月 6 日制定

ポイントアッププログラム規約

ポイントアッププログラム規約（以下「本規約」といいます。）は、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）と株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といい、三菱UFJニコスと三菱UFJ銀行を総称して「両社」といいます。）が共同して提供するポイントアッププログラムにつき必要な事項を定めるものです。

第1条 （定義）

- 1 本規約において、以下の各号に定められた語句は、それぞれ当該定められた意義を有するものとします。

(1)	会員規約	対象会員に貸与されたカードの国際ブランドに応じて、以下のいずれかの会員規約をいいます。 ① MUFG カード個人会員規約 ② MUFG カード・アメリカン・エクスプレス®・カード個人会員規約
(2)	対象会員	本規約に定めるところに従いポイントアッププログラムに参加した会員をいいます。
(3)	特定加盟店	加盟店のうち三菱UFJニコスが別に指定するものをいいます。
(4)	利用規程	対象会員に貸与されたカードの国際ブランドまたは会員区分に応じて、以下のいずれかの利用規程をいいます。 ① MUFG カードグローバルポイント利用規程 ② MUFG カード・アメリカン・エクスプレス®・カードグローバルポイント利用規程 ③ MUFG カード・プラチナ・アメリカン・エクスプレス®・カードグローバルポイント利用規程

- 2 利用規程または会員規約中に定められた語句は、本規約中に別異に定められている場合を除き、利用規程に定められている語句にあつては同規程に定められた意義を、利用規程に定めがなく会員規約に定められた語句にあつては会員規約に定められた意義をそれぞれ有するものとします。

第2条 （本規約の適用および会員規約等との関係）

- 1 ポイントアッププログラムについては、本規約、利用規程および会員規約が一体として適用されます。
- 2 本規約に別段の定めがある条項を除き、本規約に定められた事項は、ポイントアッ

プログラムの提供に関し、利用規程および会員規約に優先して適用されるものとします。

- 3 ポイントアッププログラムの提供に関し本規約に定めがない事項で利用規程または会員規約に定めがある事項は、利用規程に定められている事項については同規程が、利用規程に定めがなく会員規約に定めがある事項については、会員規約の規定が適用されるものとします。

第3条 （対象会員および対象カード）

- 1 ポイントアッププログラムは、対象会員に限って受けることができます。
- 2 対象会員は、対象カードの本会員であって、三菱UFJ銀行本支店に開設された預金口座を支払口座とする者のうち、両社所定の方法により本規約および別に定めるポイントアッププログラム対象会員の個人情報の取扱いに関する同意条項に同意のうえポイントアッププログラムへの参加を申し込み、両社がこれを認めたものとします。
- 3 対象カードとは、三菱UFJニコスが発行会社となり会員規約に従い会員に貸与された以下の各号のいずれかのクレジットカードをいいます。
 - (1) 三菱UFJカード・プラチナ・アメリカン・エクスプレス®・カード
 - (2) 三菱UFJカード ゴールドプレステージ
 - (3) 三菱UFJカード ゴールドプレステージ・アメリカン・エクスプレス®・カード
 - (4) 三菱UFJカード
 - (5) 三菱UFJカード・アメリカン・エクスプレス®・カード
 - (6) 前各号のほか、両社が別に指定するクレジットカード

第4条 （ポイントアッププログラム）

- 1 ポイントアッププログラムは、優遇条件を達成することにより、対象カードによる特定加盟店におけるショッピング利用に対して対象会員に付与されるポイントが、優遇条件の達成状況に応じて両社が別に定めるところに従い割り増されるサービスです。
- 2 優遇条件は、三菱UFJニコス、三菱UFJ銀行または両社が指定する事業者の提供するサービスへの登録または利用であって、両社が定める内容を充足するものをいいます。
- 3 優遇条件の達成状況は、暦月1日から末日を判定期間とし、当該判定期間末日時点までのデータに基づき判定されるものとします。三菱UFJニコスは、当該判定結果に従い、当該判定期間の翌月16日から翌々月15日までの間（以下「優遇期間」といいます。）に特定加盟店においてショッピング利用がなされたものにつき、所定の優遇条件に従ってポイントを割り増すものとします。この場合において、優遇期間中になされた特定加盟店におけるショッピング利用については、特定加盟店か

ら三菱UF J ニコスに対して提供される所定のデータによって認定されるものとします。

- 4 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事由その他の正当な理由がある場合には、両社は、当該理由のある優遇条件の達成判定を取り消すことができるものとします。

- ① 対象となるサービスの登録または利用にあたり必要な事項につき虚偽の申告がなされた場合

- ② 対象となるサービスの登録または利用が取り消された場合

第5条 （優遇条件等）

優遇条件の内容、ポイント割増率または特定加盟店の範囲その他ポイントアッププログラムの実施に関する事項は、その時々で変更されることがあります。最新の内容はMUFG カードアプリまたは当該アプリで指定されたウェブサイトに掲出されます。

第6条 （サービス内容等の変更および廃止）

- 1 前条のほか、両社は、ポイントアッププログラムにつき、いつでも終了し、提供を停止し、または内容その他事項を変更することができるものとします。この場合、両社はあらかじめ MUFG カードアプリまたは当該アプリで指定されたウェブサイトに公表するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令上必要がある場合、セキュリティ確保のために必要な場合その他のやむを得ない理由がある場合には事前に公表することなく本サービスにつき終了し、提供を停止しまたは内容その他事項を変更することができるものとします。

第7条 （ポイントアッププログラム参加の撤回）

- 1 対象会員は、いつでも三菱UF J ニコスに対し、同社所定の方法で申し出ることにより、ポイントアッププログラムへの参加を撤回することができます。
- 2 前項に従い撤回がなされたときには、これにつき両社所定の事務処理が完了した時点以降、ポイントアッププログラムの対象会員の地位を失うものとします。この場合、達成済みの優遇条件があっても、これに対応したポイントの付与または割増しは行われません。

ポイントアッププログラム対象会員の 個人情報の取扱いに関する同意条項

ポイントアッププログラムに参加する場合には、以下の個人情報の取扱いにつきご同意ください。なお、銀行法、金融商品取引法その他適用ある法令に基づき制限があるものについては、当該法令に従い取扱うものとします。

本同意条項で用いられる語句については、特に別段の定めのない限り、ポイントアッププログラム規約に定められたところに従うものとします。

第1条 （個人情報の利用目的）

両社における対象会員の個人情報の利用目的は、三菱UFJニコスにあっては同社が、三菱UFJ銀行にあっては同行が、対象会員に適用あるものとして公表し、対象会員に対して通知または対象会員から同意を得ている利用目的に加え、以下の各号のとおりとします。

- (1) 優遇条件判定、ポイントの付与その他ポイントアッププログラム運用のため
- (2) 対象会員のポイントアッププログラムの利用の状況の調査分析、サービス改善のため
- (3) 両社が各種商品またはサービスを企画または開発するため
- (4) 両社が対象会員に対し、自らまたはその提携する企業が提供する商品またはサービスにつき、アプリ、SNS もしくは SMS による通知、メール配信、電話または書面の送付などによるご案内その他勧誘のため
- (5) 本同意条項に定めるところに従い第三者に提供するため

第2条 （両社間での個人情報の第三者提供）

1 対象会員は、三菱UFJニコスが、三菱UFJ銀行に対し、以下の各号の情報を提供することにつき同意します。

- (1) 対象会員に係る氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先（その所在地および電話番号等を含みます。）、家族構成、運転免許証その他の本人確認書類の記号番号（ただし、法令によりその取得等が制限されているものを除きます。）、国籍、本邦の在留資格および在留期間その他対象会員を特定または対象会員の属性に関する情報（ただし、カード情報は含みません。以下「対象会員属性等情報」といいます。）
- (2) 支払口座に係る支店番号、預金種別及び口座番号
- (3) ポイントアッププログラムの対象となるカードを保有する事実
- (4) ポイントアッププログラムの対象となるカードによる取引の有無、内容および状況に係る情報
- (5) 対象会員の収入、資産および負債の種類、内容および金額に関する情報

- 2 対象会員は、三菱UFJ銀行が、三菱UFJニコスに対し、以下の各号の情報を提供することにつき同意します。
 - (1) 対象会員属性等情報（三菱UFJダイレクトの契約者番号を含みます。）
 - (2) 支払口座の開設状況に係る情報
 - (3) 三菱UFJ銀行または株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループならびにその連結子会社及び持分法適用関連会社（外国法人は除く。以下「MUFG 各社」といいます。）が対象会員に対して提供するサービスの内容および状況に係る情報（MUFG 各社が提供するサービスに係る情報は、三菱UFJ銀行が適法に当該情報を取得している場合に限ります。）
 - (4) 対象会員の収入、資産および負債の種類、内容および金額に関する情報
- 3 対象会員は、両社が相互に個人関連情報の提供を受け、これを対象会員の個人情報と組み合わせて利用することにつき同意します。

第3条 （MUFG 各社と両社の間における個人情報の第三者提供）

- 1 対象会員は、両社が MUFG 各社に対し、以下の各号の情報を提供することに同意します。
 - (1) 対象会員属性等情報
 - (2) ポイントアッププログラムの対象となるカードによる取引の有無、内容および状況に係る情報
 - (3) 三菱UFJ銀行が対象会員に対して提供するサービスの内容及び状況に関する情報
 - (4) 対象会員の収入、資産および負債の種類、内容および金額に関する情報
- 2 MUFG 各社は、前項の同意により両社から提供を受ける個人情報につき、以下の利用目的の達成に必要な範囲で取り扱うものとします。
 - (1) MUFG 各社が各種商品またはサービスを企画または開発するため
 - (2) MUFG 各社が対象会員に対し、自らが提供する商品またはサービスにつき、当該各社がお客様向けに運用するアプリ、SNS もしくは SMS による通知、メール配信、電話または書面の送付などによるご案内その他勧誘のため
- 3 対象会員は、MUFG 各社が両社に対し、以下の各号の情報を提供し、両社が本同意条項第1条に規定する利用目的達成に必要な範囲で取り扱うことに同意します。
 - (1) 対象会員属性等情報（対象会員を特定識別するために MUFG 各社が対象会員に付与した文字、記号または番号を含みます。）
 - (2) MUFG 各社が対象会員に対して提供するサービスの内容及び状況に関する情報
 - (3) 対象会員の収入、資産及び負債の種類、内容および金額に関する情報
- 4 対象会員は、両社と MUFG 各社が相互に個人関連情報の提供を受け、これを対象会員の個人情報と組み合わせて利用することにつき同意します。
- 5 MUFG 各社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループウェブサイト

(<https://www.mufig.jp/>) に掲出されております。

第4条 （優遇条件に係る個人情報又は個人関連情報の提供に関する同意）

対象会員は、両社が、優遇条件に係るサービスを提供する事業者および特定加盟店から、優遇条件となる取引の有無、内容及び状況に関する個人情報又は個人関連情報の提供を受け、これを対象会員の個人情報と組み合わせて利用することにつき同意します。